

## 第3回赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

- 1 開催日時 令和5年10月27日（金）午後1時30分～午後3時00分
- 2 開催場所 赤穂市役所6階 大会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員  
中村委員、一瀬委員、渡邊委員、赤井委員、近平委員、穂本委員、中島委員、真殿委員、山下委員、福本委員、睦谷委員、勝原委員、室井委員、浪花委員、金尾委員
  - (2) 事務局  
健康福祉部：松下部長  
社会福祉課：高見課長、いきがい福祉総務係：和田係長  
保健センター：日笠課長  
商工課：宍戸課長  
危機管理担当：上杉係長  
スポーツ推進課：児島係長  
地域包括支援センター：三上課長、有吉係長  
医療介護課：岸本課長、中村係長、水野主査
  - (3) 支援事業者  
ジェイエムシー（株）
- 4 協議事項 (1) 第9期計画（素案）第4章について（資料1）
- 5 議事録

### 1. 開会

事務局 失礼いたします。定刻となりましたので、ただいまから第3回赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会を開催させていただきます。はじめに、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

#### 【資料確認】

なお本日の第3回策定委員会は、施策展開の説明に各部署の職員が出席しております。今回初出席となる職員につきまして自己紹介をさせていただきます。

#### 【事務局自己紹介】

それでは議事進行につきましては委員長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

## 2. 開会あいさつ

委員長 失礼いたします。前回の会議ではこの計画の基本的な方向、目標、こういうようなことを実現しましょうという目標を定めました。そして今日の会議は、その目標を達成するために具体的に今どんなことを取り組みとしてすればいいのか、というようなことについてこちらの資料1に事務局がまとめてくれています。今日、この報告を受けて目標を達成するためにはこの点が足りないんじゃないか、あるいは今説明してもらったものに対してちょっとこここのところの意味がわからないなど、いろいろとご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願い致します。

それでは会議ですが、お手元の次第に従いまして進めて参りたいと思います。はじめに委員の出席状況について事務局から報告をお願いします。

事務局 失礼いたします。現在の出席者数につきましては、委員16名中15名の出席をいただいております。

委員長 事務局より報告があった通り、過半数以上の委員の出席をいただいておりますので、本会議が成立していることを宣言いたします。

それでは報告・審議事項に入ります。円滑な議事進行への協力をよろしくお願いいたします。本委員会ですが、会議運営要領第4条の規定により会議を原則公開とすることと致しております。本日の傍聴者について事務局よりお願いします。

事務局 本日の会議の傍聴につきましては2名より申し出がございました。それでは入場をしていただきます。

### 【傍聴者入場】

委員長 それでは次第に従いまして、協議事項 第9期計画（素案）第4章について事務局の説明を求めます。なお必要事項が多く時間の制約もありますので、必要な施策の説明をお願いしたいと思います。

### 3. 協議事項

#### (1) 第9期計画（素案）第4章について

##### 【事務局より資料説明】

委員長           では、ただいまの説明についてご質問ご意見等があればお願いをします。なお質問の際は当該ページをお示しいただければと思います。ではよろしく申し上げます。

委員               よろしいでしょうか。

委員長           はい申し上げます。

委員               まず58ページ。

高齢者を見守る支えるネットワーク体制の充実で、民間事業者との見守りネット協定事業者書という形で計画されて、計画通り少しずつ増えていっているけれども、一番初めに今後の方向性として「民間事業者等を対象とした研修会や徘徊模擬訓練等を実施し」とあるんですけども、これは今まではされたんでしょうか、それともこれから1から始めるんでしょうか。

事務局           今までも実施しております。

委員長           今までは実施しているんですか。

委員               これはどういった、事業者ごとにとりか、年間どのくらいされてたんですか。

事務局           回数は年間1回で、事業者はその1日で何件か回るパターンもあるのですが、参加が1事業者の時もあります。事業者のところに行って認知症の高齢者が店に来た場合どんな対応をするか、といった感じの模擬訓練と、それとは別に認知症とはどういったものかという啓発を兼ねて講演会を開催したりしています。

委員               そうするとこの78事業者あるというので、何年かに1回か機会が回ってくるということですかこれは。それとも全事業所1年に1回くらい？そんなわけにいかないですよ、そんなにたくさん。

事務局           そうですね。

委員 例えば3年に1回くらいですかね。

事務局 3年に1回も多分回らないですね。

委員 回れない。

事務局 希望される事業所で回してますので。

委員 分かりました。

事務局 啓発の講演会は皆さん来て下さいというようになっていますが、模擬訓練は機会が限られていますので、数年に1回という形になるかと思えます。

委員 分かりました。要は、事業者数をどれだけ増やしても中身をもっと濃くしていかないと、見守りというのは機敏さがないとできないと思います。ただ単にポーっとして訪問しているだけではなかなか。僕も若いときに仕事で各家を回って営業をされていて、不在の家とかもいっぱいあったんですけど、なかなかその細かいとこまでいかないんですね。郵便局だとかガス事業者だとかなら、結構毎月1回お金をもらうとかそういうことで会われることが多いと思うんですけど。何年かに一度、下手したら機会が回ってこないかもわからないということでは、事業所を増やすと言ってもあんまり意味がないのではないかなというふうにするのでやっていただきたいと思えます。

他にもたくさん意見があるんですが構いませんか。

委員長 はいどうぞ続けて。

委員 この61ページの福祉避難所なんですけども、これは何年前に基本計画に出ていたものから全然変わってないんですね。この地区にある程度の偏在があると思います。千種の苑から櫛の家、これは尾崎、こっちは向こうということで、やはりこの北部はなかなか福祉避難所が無いんですね。逆にこういうところの方が、僕は福祉避難所がいるのではないかなと思います。玄武会や瀬戸内や精華園とか櫛の家とか、中心部に近いところに沢山あっても、実際行くのはどっちかというとやはり西部とか有年とかいう形になろうかと思うんです。こういうのは、これからの計画でも福祉避難所をある程度に各地区に増やしていくという計

画はあるのでしょうか。

事務局 福祉避難所について、ご協力いただける施設がありましたら今後協議を進めて広げていきたいのですが、協力いただける施設であっても土砂災害の警戒区域に入っていたり制約もありますので、今後もそういったところも見ながら広めていきたいと思っております。

委員 向こうから来るのを待っててもなかなか増えないと思うのである程度こちらからアプローチして。千種の苑はすぐ上に池があるんです。あそこだったらすぐに1階部分はアウトになって2階へ上がらなくてはいけない。地域の人が関わっていかないとなかなか2階へ上がれない。実際千種の苑の入居者自身が2階へ上がるのは大変なのに、地域の福祉避難所として拵えてそこまでいけるのかどうかというのは、もうちょっと何か考えていった方がいいのではないかなと思ったりもするんです。

委員長 今の件では何かありますか。

事務局 まず避難所が必要となった場合は、各地区の公民館をまず第1優先として開設いたします。そこで避難して来られた方で支援が必要な方、医療的な処置が必要な方、そういった場合に福祉避難所として手を結んでいただいている施設の方に連絡いたしまして、受け入れ態勢が整ったら手段を取ってそちらに移っていただくという形をとっています。まず避難所が必要となりましたら各地区の公民館を第1に開設することになっておりますので、そこから災害対策本部の方でいろいろ考えて対処はしていく予定としております。

委員長 ありがとうございます。それでは続けてお願いします。

委員 66 ページの市民後見人の養成というところで今現在9名となっております。令和2年に11名だったんです。増やさなければいけないのに、実際難しいんですね。成年後見制度の利用はどのぐらいあるのか。あとこの市民後見人の登録バンクは9人ですけれども、これ減った原因というのは把握されているのでしょうか。

事務局 ご質問の内容ですが、成年後見制度の利用者数についてはすみません、今手元に資料がありません。

委員 誰が申し立てをするんですか。市の担当はどこになるんですか。

事務局 成年後見の申し立て自体はご家族さんが申し立てしたりします。

委員 けどどこかが勝手にはできないだろうし。市の方の応援がいると思う。

事務局 例えば自分でできない方は司法書士さんに依頼して、文書なり作っていただいて裁判所に申し立てするというものなので。

委員 これ市は全然タッチしないんですか。

事務局 というわけではないです。

委員 そうでしょ。どこかが受付してるからその辺の件数ぐらいはわかるんじゃないかなと思いますが、誰も把握できてませんか。

事務局 市が受け付けるものではないです。

委員 そうですか。だから分からないと。

事務局 そうですね。身寄りがない方に関しては市長が代わりに申し立てするものなので、その件数に関しては把握しております。

委員 それは何件ですか。

事務局 去年で1件です。

委員 わかりました。一方この市民後見人の養成というところなんですが、これ市としてはどうしようもできないんですね。西播磨後見支援センターと連携するという形のものです。

事務局 そうですね。西播磨後見支援センターというのが今管内3市3町でお金を出し合って委託しているような事業なのですが、そこが中心になって圏域で市民後見人になる方の養成講座を行っております。今年度に関しては赤穂市で実施しているのですが、色々大変なのでなかなか市民後見人になろうという方も多くはないんです。10人ぐらいの方が受けて、最終的に何回か講座を受けて登録されるのがそのうち何人

かなというようなところなので。なかなか上手くいっていないというのが現状です。

委員                    これボランティアですね。

事務局                  ボランティアです。

委員                    全くのボランティアですね。

事務局                  はい、ボランティアです。

委員                    最低限交通費ぐらいは出るのかもしれませんが実際このままでいくとずっと減っていきますね。

委員                    私も同じことを質問したかったんです。

この第1回目の市民後見人制度の登録が確か5年ぐらい前ですね。私はそれを受けて一応登録はしてるんですけど、実際に自分が登録して活動できるかと言ったら、いろいろ制約があって非常に難しいんです。ですからその課題をここではっきり出していただければどういう方向に向かって、どんなことが必要なのかがわかるんですけど、現状と課題の部分のこの表現では中身がないですよ。先ほども言われましたけど、一旦自分がこの人とペアを組んで後見人になるといったら自分の都合では変えられないんです。ですから非常に自分の行動に支障が出てくるんです。短期間だったら他の人と交代することも可能かもしれませんが、その方が亡くなるあるいは自分が亡くなるまでその人とペアを組むなんて、とても現実的ではないです。5年経っても未だに浸透しないというのは非常にハードルが高いから。そのハードルをどうやって下げていくかというその努力が、全く見えてこない。私自身もまだ登録されているのか分からないくらいですが、西播磨成年後見支援センターから講演会をやりますとかいろいろ案内が来るので、私まだ登録されているんだなと思っています。その第1回目という年齢制限があって69歳までとかでした。自分がギリギリだったんで駄目で元々で登録したんですけど、実際にこの9人の中で何人の方が活動されてるのか非常に気になったんです。書きにくいから濁されてるのかなとも思ったんですけど。市民後見人は重要なんですけど、実際の問題が大きすぎますよね。プロの方というか弁護士とか司法書士の方とかが、後見人制度をいろいろ引き受けておられますけど、それでもトラブルがあるわけですよ。ましてそれを素人が人の財産、そんな大し

た金額のものはできないにしても、日常に扱うようなお金とかそういう細かいこととかも手となり足となりやるわけですから、実際にそれをやっていこうと思えば自分の生活が全く予定できなくなる。常に相手の動きに合わせていかなきゃいけない。やはり必要とされてるというのはよくわかるんですけど、非常にこれは現実離れしているなというのが正直な感想です。

委員長           何かありますか。今のは感想ということなのでこれに対してお答えいただきたいということとは違うんですけど。

事務局           おっしゃる通り、登録者は9名なんですけれども、実際活動されてる方はいらっしゃいません。おっしゃる通り、かなり責任感を伴うようなものでございますし、ご家族の事情とか健康状態のこともあります。管内3市3町で言っても、実際市民後見人として、バンク登録者はいるんですけど後見人として活動していらっしゃる方というのは1名いるかないか。もう今年は0になっているんです。そういうところで現実とこの制度の乖離があるんじゃないかというのはもちろん重々承知するところではあるのですが、それを踏まえて、課題というところではあるのかなと思います。

委員長           ありがとうございます。ご質問はあといくつありますか。他の人の意見をお伺いというところもあります。3時が終了予定時間ですので。

委員            すみません、あと2件ほどお願いします。まずP70、71にサービス付き高齢者向け住宅1か所、有料老人ホーム3か所、ケアハウス2か所があると。僕自身勉強不足で、どこなのか教えてほしいです。

事務局           サービス付き高齢者向け住宅が城西小学校の近くに1か所、有料老人ホームがナフコがある辺りに3か所です。

委員            有料老人ホームは同じ経営者ですね。

事務局           そうです。

委員            これ増えたといって喜ぶのがいいのか、同じ経営者が同じこととして増やしていくことは何か問題がないのか。同じ経営者が、良かった、もう1か所増やそうかということになるのかと思うんですけども、この会社自体のこともよく見ていただきたいなど。

あと P77 から 78 に介護予防に「いきいき百歳体操」というフレーズが 8 回ほど出てくるんです。僕に言わしたら「いきいき百歳体操しかないのか」というような感じがするんですね。それはそれで良いですよ。いきいき百歳体操を通じていろんな形のもの、いろんな情報を取り入れていけば良いんですけども。現実問題、僕自身もいきいき百歳体操を有年の公民館で一番初めから立ち上げました。初めは一生懸命行って人も増やしてなんやかんやしていたんですけども、なかなかそこから先に本当に有効に活用して行って介護予防を考えているのか。増やすのが精一杯でそこまでフォローが全然できてないんじゃないか。やはりもっと新しく来た人、辞めていった人のフォローとかそういったものをもっともってして行ってほしいです。何かこのフレーズの割に中身が乏しいんじゃないかということのを思いました。

あともう 1 点、老人会と高齢者大学については非常に問題があって、今のままで行くととてもだけこの計画通りいきません。僕自身も代表を務めたりしていますので、それについては何か考えていかなければいけないなと思っているんですけど、計画通りにはもう全くいかないというふうに思ってます。最後に、今言いました P95 ですね。要介護認定調査員研修の実施とありますが、調査員というのは赤穂市で今何人いらっしゃるんですか。

事務局 調査員につきましては市の会計年度職員が 2 名、特別職として働いている方が 9 名、合わせて 11 名いらっしゃいます。

委員 これで今認定が切れた人も全部この 11 人で回ってるということですか。これは多いんですか、少ないんですか。これ適正なんですか。

事務局 現状としまして、お願いしている 9 名の方については、件数が多かったり少なかったりという月のその方の事情もございますので、現状としては少し足りてないかなというところですが、業務の方はうまく回っております。

委員 わかりました。前期計画には数字が入ってなかったんですが、今回は数字を入れた。市の総合計画も入っているんですけども、数字だけ入れた、入れないといけないから入れた、みたいな数字が沢山あったので、実際これだけのことができるのかなど。教育委員会か何かのスポーツ計画の方にも言ったんですけども、「現状から何ら具体策は出てこないのにできるのか。本当にできるのか」「いや、これから 5 年かけてするんです」というのが、過去何年間やっても全然具体化していない、数字

も増えてないというのは、本当に必要だったのかなと思いました。以上です。

委員長                   ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。

委員                   5点あります。まず55ページです。現状の課題の下から2行目で自立支援型地域ケア個別会議、令和5年度から12回開催と増やすと書いてあるんですけど、下の表の自立支援型地域ケア個別会議、令和5年度の見込みが6回となっているのになんかちょっと違和感を感じたので、これはどうして上が12回で下が6回なのかなというのが1点です。

委員長                   ではその都度質問ごとに答えてもらいましょうか。

事務局                   記入漏れになります、申し訳ありません。12回に訂正いたします。

委員                   2点目が60ページです。今後の方向性、福祉避難所の設置の中の今後の方向性の2行目で、福祉避難所の運営マニュアルの整備に努めますとあります。これ確か3年前のときに私意見させてもらったんですけども、そのときには福祉避難所の運営マニュアルをちょうど作成する途中でして、この3年間の間に社会福祉法人連絡協議会といろいろ協議いただいて今整備ができたと認識しています。ですので今後の方向性ではなくて、これは現状と課題というか、現状の方でもうマニュアル整備ができていますということで見直しとか今後は必要かと思えますけれども、それが今後の方向性に入ってるのが読んでいておかしいなと思いました。

事務局                   令和4年の5月にマニュアルを作りまして、関係機関の話し合いをしてまだ見直しが必要かと思うんですけども、ちょっとその点実際とそぐわないので訂正します。

委員                   3年前と同じ表現だったので。

事務局                   わかりました。

委員                   次が72ページです。介護者支援の中で今回ヤングケアラーという文言が入るところが新しいところだと思いますので、これが入っていることはすごくいいことだと思うんですけども、下から4行目、地域包括支援センターと子育て支援課が連携しながらと書いてありますけれ

ども、私の感想として、地域のことを一番よくご存知なのは民生委員・児童委員の皆さんだと思いますので、例えばですけれども地域包括支援センターと子育て健康課、また民生委員・児童委員等とも連携しながらという言葉が入った方がいいんじゃないかなと。行政だけであるんじゃないかという意味で入れたらどうかということが私の感想です。

委員長                    これに関してはなにかありますか。

事務局                    子育て支援課の方で要保護児童対策地域協議会がありまして、その中で民生委員さんですとか各校園、そういったお子さんを見守る関係機関が集まっておりまして、子育て支援課がその調整機関になっておりますので、民生委員さんの情報もちちらの方で把握しています。

委員                      わかりました、それでしたら納得です。4点目が83ページです。82ページからの続きで、生活支援サービスの中でいろいろと82ページの3行目、老人日常生活用具給付事業、寝たきり老人等々が事業廃止となりましたということです。今後の方向性は「事業を実施していきます」だけなんですけれども、例えば昨年ホームヘルプサービス事業、ホームケアセンターが中心になって、現在困っておられる方がたくさんおられるのはいろいろなところから聞いておりますので、できましたら必要に応じて今後も人に応じてサービスの開発に努めます、というような文言を入れていただけたら、そういう貴重なサービスが復活するなり開発するなり行動していただけたらなと思ひまして、その文言の追加を望みます。

事務局                    そうですね。ご提案のとおり訂正させていただきたいと思ひます。

委員                      最後です。90ページです。③番の介護人材の定着支援、一番ここが言いたいところなんですけれども、この今後の方向性の下3行。離職者とか有資格者が現場に戻ることができるように。これは3年前にはなかった復職に向けた研修会の開催、資格取得費用の助成というのが今回新たに付いてます。ただ3年前にも全く同じように制度やサポート体制の充実に努めると書いておられたんですけども、この3年間全く何も実施できてないと認識しています。前回の委員会では他の委員もおっしゃったように、本当に赤穂市内の介護人材、プロの介護人材の不足というのはもう深刻な状況ですので、ここについてはぜひ書いてある通り実施していただけることを要望するということをお願いいた

します。

事務局 貴重なご意見ありがとうございます。議会でも度々登場する重要な項目となっております。まだ内容的には公表できませんけれども、同時並行的に民間事業者とも協議をしたいというか、どうしても助成ばかりに目が行くんですけれども、採用のPRとか資格を取ってもらいやすい環境づくりとか、そういう側面的なものも含めて、同時並行的に少し作業を開始しているところもありますので、報告方々させていただくんですけれども、そういうことを踏まえて充実していきたいということでご理解いただけると助かります。

委員長 よろしいですか。他、ご意見いかがでしょうか。

委員 90 ページのところの介護人材の定着支援のところの今後の方向性についてなんですけれども、働きやすい環境作りを促進するとともに生活支援機器等の導入を促進しとあるんですけれども、この生活支援機器というのは何なんですか。

事務局 こちらの方は、国・県の補助事業を行っております、例えば介護支援ロボット等に関する機器等について情報を提供する取り組みの方を促進するというような内容で記載しております。

委員 ロボットの導入の促進というのは「入れてくださいね、各施設さん」、ということなんですか。実際に入れたら何か助成とかあるんですか。

事務局 県の方で、いわゆる介護関係の助成事業というものがございます。そういった情報について、各事業所へこういったものがありますというような情報の方を提供しまして導入の方を促進しますというか、導入に対する機会のPRを行っていきたいというふうに考えております。

委員 これまでに導入されたところが実際にあるんですか。

委員 それについて私からよろしいですか。

令和5年度はもう締め切りがあったんですが、兵庫県が本当に何億円というかなり大きな規模で、見守りとか入浴とか排泄介助の機械のそういう支援ロボットの的なものを買うことに補助金出すということで、結構私の知っている周りの施設は、私も含め応募しました。市からは特に何も案内はなかったように思いますが。

委員                    ありがとうございます。あと引き続きもう1つよろしいでしょうか。55 ページの地域ケア会議の充実のところですか。この地域ケア会議、自立支援型地域ケア個別会議、本当に今年から毎月開催されているんです。私も実際参加させていただきました。その会議の中でやはり地域課題等が出てくるんですけども、その会議の後にそのケースがどうなったかとか、出てきた課題からこういうふうに市としては改善していきますとか言っているようなフィードバックが全くないので、ただ開催だけがされてここまで来ているっていう感覚がどうしてもあります。その辺をやっぱりバックしていただく方がケアマネジャーとしても、今後支援に活かせるのかなというふうに思いますので、それをぜひお願いしたいなど。

事務局                地域包括支援センターの説明が足りてない部分があるのかもしれないですけど、今まで個別のケースの解決を考えるということをメインで地域ケア個別会議ではやっておりました。いろんな指導を受けながら包括の方もいろいろ勉強とかしながら、この令和5年度からケーススタディ型と言いまして、このケースを何々して変えよう、ではなくて、このケースでいろいろ考えていこうという形の地域ケア会議に路線を変更させていただいています。ですので、このケースが良くなるようにとか、元の生活を取り戻せるようにという個別の助言もあるんですけども、次担当されるケースに活かしていただくであるとか、こういうケースに起こり得ることは他のケースにも起こり得ることということで、これを地域課題のためとしていろいろ考えていくと。ゆくゆくは施策に向かっていくというようなことについて考えていくということになっております。この令和5年度から検討させていただいた件に関して、後追いはケアマネジャーさんに問うてはおりません。個別のケア会議なんですけれども、在りようを変えたというか中身を変えていっているということなので、ケアマネジャーさんの方にはまた詳しくご説明の方を今後させていただきたいと思っています。

委員長                よろしいですか。他はいかがでしょうか。

委員                    60 ページ、61 ページの先ほどもあった福祉避難所の件なんですけれども、個別避難計画を個別で立てていかれるということですが、その中で例えば寝たきりであったりとか人工呼吸器等をつけてらっしゃる患者様が、一旦公民館に行ってから福祉避難所となると、かなりまた大変な移動になるかなと思います。自治体によってはそういう方に関して

は直接福祉避難所にと定めているところもあると思うのですが、先程言われたように受け入れ態勢ができないとどうしても受け入れられないとか、そういうことがあってこういうふうになってるんでしょうか。ケースによっては直接行ってもいいということになるんでしょうか。

事務局 地震とかでしたら急なことなので大変なんですけれども、例えば台風とかでしたら経路・進路が予想できますのでそういった方はもう前もって避難が困難になる前に避難していただくということを考えていただきたいです。そこはまた災害対策本部で話をして、消防本部の救急車を利用しながら対応したいと考えております。

委員 ありがとうございます。

委員長 他にありますか。

委員 81 ページお願いします。ここにもありますように、令和5年の4月からは一応民生委員の定数が111名ということで安心しています。前期にあと2名がなかなか決まらなくて。私の地区もそうですけれども、これまた2年後が大変だなと。私もその中の1人ですけど75歳になる方が割と多いので。また2年後に同じような状況が出てきたらどうしようかなと。何か案がないかなと言って皆さんといろいろ話をしたりしたんですけど。私の1つの案としまして、各地区に退職なさった市の関係の方が多分いらっしゃると思うんです。その方たちに協力を得ながら、その地区でなかなか決まらなかったらどなたか市を退職なさった方を責任者において、その方をお願いに行ってもらえたらどうかなと。そうしないと自治会長と推進委員の方、推進委員の方は地区で人間関係がそんなに無いんです。まだ自治会長さんの方がある程度その地区のこの人はこういう人だというのがわかりますので、できたらその上に立つ方を1人、市の方で決めていただいて。1人でも2人でもその地区で退職なさった方がいらっしゃったら、ある程度お願いに行ける状態を作っていただきたいなど。そうしたら自治会長さんも辞められる方も、安心して辞められるんじゃないかなと思うんです。そういうお話もいろいろさせていただいていますので、できたらそういうふうな方向性で取り組んでいていただけたらなど。また若い方が入ってこられますので、そういうような確実性のある方向性を作っていただけたらと思います。お願いします。

事務局 おっしゃるように民生委員は75歳定年というのが決まっております

て、定年が 65 歳とか場合によっては 70 歳までお仕事なさっておられる方がいらっしゃると思いますので、なかなか民生委員のなり手というのが非常に難しく、また、その 3 年ごとに改正というのが決まっておりますので、その都度退任される民生委員さん、それから自治会の皆さんと地域を走り回って人選しているような状況です。幸い今回は、全数民生委員さんを選任することができましたけれども、これ全国的には定員充足できていない市町というのが沢山ございます。そういうところになると、隣町の民生委員が掛け持ちでそちらの地区を見たりとか、普段の民生委員の負担の倍仕事をされる人が出てくるとか、そういったような状況が生まれてしまいます。何とかそうなる前に何らかの手段で市の O B を活用してというところかと思えます。そのあたり 3 年ごと、毎回の課題でございますので、また現在の民生委員さんとも話し合いをしながら地区の事情・状況もあると思えますけれども、次の 3 年後に備えて参りたいと思えます。

委員長

はい、ありがとうございます。よろしいですか。

最後私から 1 点です。内容のことではありません。この計画のそれぞれの部署について現状と課題がこうというのがあって、だからこういう方向性をするというこのことを今日話し合っています。その根拠として現状と課題はこうだからという流れになっています。この現状と課題というようなものを記載いただくにあたってさらに 3 つの観点をお伝えします。これから私が言うことはそれで直してくださいということではなくて、今後もし参考になればということです。

1 つは第 8 期の計画で同じような取り組みをしていることに対して十分にできているところと全く手がつけられなかったところがあるとすると、この現状と課題というのはやはり時間軸で、これまでの取り組みでどうだったのかという観点が、全てでなくてもいいんですけど書いていただくといいと思います。質問があったように、ここのところはできてないというようなところがまず書いていただくといいんではないかということが 1 つになります。

2 つ目が、これ全体の計画の最初のところに現状の社会であるとか赤穂市の社会の状態というようなことが書かれています。例えば労働力が不足しているというようなことは、社会の課題としてははっきりとしている。そういう社会の状況であれば、シルバー人材センターということがその方の生きがいということだけではなくて、社会の問題である労働力不足というような観点到結びつけて考えることができるかもしれない。ですのでこの現状と課題並びに今後の方向性というのを記述する上で 2 つ目の根拠として、前の方の第 1 章とかにあるそのこと

と関連付けるというのが2つ目の観点になります。

3つ目の観点が理念。前回の会議でこういう基本的な理念で行いますというふうなことを確認したので、例えばその中でSDGsの誰1人取り残さないというようところが指摘されている。では、その理念に関係しているところというのは、もちろん全部で言えば全部だろうけれど、でも特にこの部分は誰1人取り残さないという理念のところを意識したものなんだというふうに書いていただくと。結局私何が言いたいかというと、ここに書いてあるものっていうのはこれまでの計画、そして今回の計画の第1章、第2章、第3章との関連性がより明確に見えると、だから第4章はこれになったんだと。半ば必然的にこれなんだというようところがわかると思うので、今回の内容に関しては私はこれでいいと思いますし。今私が言ったようなことというのは、福本委員をはじめとして同じようなことを多分指摘されていたと思いますので、実際私が言ったようなことを委員の皆さんがご指摘してくれて、それを受けた形でここを修正してくれるということになっているので、特に私の方からここを修正というのはないんですけど。今後次の計画とかをまとめるときにそういう観点があるといいのではないのでしょうか。

はい、では今のことはよろしいですか。私は特に事務局からの回答は必要ありません。

事務局           はい。

委員長           はい、では他よろしいのでしょうか。ではこの第4章について承認をいただけるかどうかということで、今回は情報共有ということではなくてこの第4章でこの内容に加えて、委員の皆様からご指摘いただいたことを取り入れますという形での今ご回答をいただいています。ですのでそういう取り入れた形のこの第4章についてご承認をいただける方は挙手をお願いしてよろしいのでしょうか。

委員               【一同挙手】

委員長           ありがとうございます。全員挙手いただきましたので、承認の方をいただきました。どうもありがとうございます。それでは本日の議論した内容を踏まえて、次回の第4回の策定委員会において事務局より第3章と第4章の皆様からの意見を取り入れて修正したものを改めて報告の方をお願いしたいというふうに思います。では他ご意見の方はありませんでしょうか。

委員 すみませんちょっとよろしいでしょうか。

委員長 はい。

委員 一番はじめに事務局が資料を全部読んでくださった時間が30分以上かかった。せっかく先に資料を配布いただいているんですから、一応事前に中身については十分見る時間は僕としてはあった。それを今日また30分やりました。今言ったように3時に終わると言われたら、僕としては細かいことがまだいっぱいあるわけだからこの30分というのは無駄だったのでできたら次からはそれを無くしていただくか、もう少し要点を絞っていただくということで。せっかく来ていただいている皆さんの貴重な意見とかいろんな形のものを取り入れていただきたいです。

委員長 よろしくお願ひします。他はいかがですか。

委員 私もまったく同じ意見を言おうか迷っていたところです。30分と言いましたけれども、半分以上の時間を説明に費やされてきました。前回の計画と比較して、全く同じ表現のところもたくさんありましたので、今回でしたら例えば短期集中のデイサービスのことであるとかヤングケアラーのことであるとか、前回の計画にないここは今回力を入れてるっていうような説明をたくさんしていただいて予定を短くしていただいて、もうちょっと意見を言える時間の方をたくさん取っていただけたらありがたいと思いました。

委員長 よろしくお願ひします。では他よろしいでしょうか。では次第の方に「4. その他」とありますが事務局から何かあれば説明をお願いします。

#### 4. その他

事務局 皆さん貴重なご意見ありがとうございました。先程委員長よりありました通り第3章、第4章とりまとめという形で、次回に向けて作業させていただきますが、その説明の際にはまたそのあたり、進行についても注意したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。それから次回の委員会ですけれども、11月24日金曜日13時30分から本会場にて予定をしております。改めて各委員の皆様にはご案内をさせていただきます。

きたいと思いますが、ご予定方よろしく願ひいたします。

委員長

本当に長時間にわたり、また様々なご意見、本当にありがとうございます。これをもちまして、本日の会議を終わりにいたします。お疲れさまでした。

5. 閉会